

一 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）

改正案	現行
（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 （単体における事業年度の開示事項） 第二条 農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十一条第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要 二〇九（略）	（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 （単体における事業年度の開示事項） 第二条 農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十一条第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。 （新設） 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 自己資本調達手段の概要 二〇九（略）

4

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
(削る)

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ニ (略)

(削る)

ホ (略)

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に關する次に掲げる事項

イ、ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク

3

定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1) 出資金、回転出資金及び資本準備金

(2) 利益剰余金

(3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの

(4) 自己資本比率告示第四条第一項第一号から第三号までの規定により基本的項目から控除した額

(5) 自己資本比率告示第四条第一項第四号の規定により基本的項目から控除した額

項目から控除した額

ロ 自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額

ハ 自己資本比率告示第六条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合

へ (略)

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に關する次に掲げる事項

イ、ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク

・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百五十三條第二項第二号及び第二百二十三條第一項（自己資本比率告示第九十九条、第一百一条及び第一百十條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・

ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、
PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ことの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、

事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの

自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用される
ポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が
適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘
案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボ
ラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を

・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第六條第一項第二号及び第五号（自
己資本比率告示第一百一条及び第一百十條第一項において準用する
場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、
PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ことの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ

リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人

行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額
（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

四| (略)

五| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二

向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用組合に限る。）

ロ (略)

五| (略)

六| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本が

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

六〇八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第二百五条第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第十一条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ら控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

七〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 規則第二百五条第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

(新設)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第十一条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第十四条第一項第二号イ又はロに掲げる除外項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
(削る)

ホ (略)

二 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

三々十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
(削る)

ニ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ホ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の四十五第一項に規定する会社のうち同項第一号に掲げる業務を営むもの又は同法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社のうち従属業務を営むもの若しくは同項第六号に掲げる会社であつて、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ヘ (略)

二 自己資本調達手段の概要

三々十 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本比率告示第十四条第一項第二号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額
(1) 出資金、回転出資金及び資本剰余金

二| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ニ (略)
(削る)

ホ (略)

三| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する
次に掲げる事項

イ、ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

(2)| 利益剰余金

(3)| 連結子法人等の少数株主持分の合計額

(4)| 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの

(5)| 自己資本比率告示第十二条第一号から第五号までの
規定により基本的項目から控除した額

(6)| 自己資本比率告示第十二条第一項第六号の規定により基本
的項目から控除した額

ロ| 自己資本比率告示第十三条に定める補完的項目の額

ハ| 自己資本比率告示第十四条に定める控除項目の額

ニ| 自己資本の額

三| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ| 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第十条の算式の分母
の額に対する基本的項目の額の割合

へ (略)

四| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する
次に掲げる事項

イ、ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

）並びに自己資本比率告示第十四条第一項第三号及び第六号（自己資本比率告示第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

五 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略) (2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）	ロ (略)	五 (略)	六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) (8) (略) (9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (10) (12) (略) ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) (2) (略) (3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (4) (5) (略)	七 (略)
---	--------------	--------------	---	--------------

(1) (略) (2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用組合に限る。）	ロ (略)	六 (略)	七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) (8) (略) (9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (10) (12) (略) ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) (2) (略) (3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (4) (5) (略)	八 (略)
---	--------------	--------------	---	--------------

(半期の開示事項) 第四条 規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、第二条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。	2 規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する組合に係るものに限る。)については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。
(半期の開示事項) 第四条 規則第二百七条に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。	

二 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）

改正案	現行
（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、漁業協同組合等がその経の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 （単体における事業年度の開示事項） 第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「令」という。）第四十八条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要	（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、漁業協同組合等がその経の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。 （単体における事業年度の開示事項） 第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「令」という。）第四十八条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。 （新設） 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 自己資本調達手段の概要

二〇九 (略)

4| 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
(削る)

一| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ニ (略)

(削る)

ホ (略)

二| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
イ、ホ (略)

二〇九 (略)

3| 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一| 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ| 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1)| 出資金、回転出資金及び資本準備金
(2)| 利益剰余金

(3)| 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの

(4)| 自己資本比率告示第四条第一項第一号から第三号までの規定により基本的項目から控除した額

(5)| 自己資本比率告示第四条第一項第四号の規定により基本的項目から控除した額

ロ| 自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額

ハ| 自己資本比率告示第六条に定める控除項目の額

ニ| 自己資本の額

二| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ、ニ (略)

ホ| 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第二条の算式の分子の額に対する基本的項目の額の割合

ヘ (略)

三| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
イ、ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボ

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第六条第一項第二号及び第五号（自己資本比率告示第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内

ラテイリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

四| (略)

五| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用組合に限る。）

ロ (略)

五| (略)

六| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

- (3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4)・(5) (略)
- 六〇八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 令第四十八条第三項第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第十一条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借

- (3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4)・(5) (略)
- 七〇九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 令第四十八条第三項第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

(新設)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第十一条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第十四条第一項第二号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要

対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

(削る)

ホ (略)

二 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

三 十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(削る)

な業務の内容

ニ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ホ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十

七条の十四第一項に規定する会社のうち同項第一号に掲げる業務を営むもの又は同法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社のうち従属業務を営むもの若しくは同項第六号に掲げる会社であつて、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ヘ (略)

二 自己資本調達手段の概要

三 十 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本比率告示第十四条第一項第二号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

	(1) 出資金、回転出資金及び資本剰余金
	(2) 利益剰余金
	(3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額
	(4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの
	(5) 自己資本比率告示第十二条第一号から第五号までの規定により基本的項目から控除した額
	(6) 自己資本比率告示第十二条第一項第六号の規定により基本的項目から控除した額
ロ	自己資本比率告示第十三条に定める補完的項目の額
ハ	自己資本比率告示第十四条に定める控除項目の額
ニ	自己資本の額
三	自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ	イ
イ	ニ
(略)	(略)
ホ	連結自己資本比率及び自己資本比率告示第十条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合
ヘ	(略)
三	信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
イ	イ
イ	ホ
(略)	(略)
ヘ	標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
	後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の

額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

（）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百十三條第二項第二号及び第二百二十三條第一項（自己資本比率告示第九十九條、第一百一條及び第一百十條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

トトリ （略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテル向けエクスポージャー及びその他リテル向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

（）並びに自己資本比率告示第十四條第一項第三号及び第六号（自己資本比率告示第一百一條及び第一百十條第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

トトリ （略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテル向けエクスポージャー及びその他リテル向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

五| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

～	(1) (略)	(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）
ロ	(略)	
五	(略)	
六	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
イ	連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) (略)		
(2) (略)		
(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳		
(10) (略)		
ロ	連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) (略)		
(2) (略)		
(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳		
(4) (略)		
(5) (略)		

～	(1) (略)	(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用組合に限る。）
ロ	(略)	
六	(略)	
七	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
イ	連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) (略)		
(2) (略)		
(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳		
(10) (略)		
ロ	連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) (略)		
(2) (略)		
(3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳		
(4) (略)		
(5) (略)		

七〇九 (略)

(半期の開示事項)

第四条 令第四十九条の二第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、第二条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

2 令第四十九条の二第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する組合に係るものに限る。)については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

八〇十 (略)

(半期の開示事項)

第四条 令第四十九条の二第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。